

6八公聴声第 60833 号
令和7年（2025年）2月19日

八王子・生活者ネットワーク
代表 鳴海 有理 様

八王子市長 初宿 和夫



2025年度 予算要望書について（回答）

市政については、平素から御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
令和6年（2024年）11月15日付で要望のありましたこのことについて、別紙の
とおり回答します。

八王子市 市長公室
広聴課長 渡邊和樹
〒192-8501
八王子市元本郷町三丁目24番1号
電 話：042-620-7411（直通）
F A X：042-620-7322
E-mail：hachioji@city.hachioji.tokyo.jp
U R L：https://www.city.hachioji.tokyo.jp/

		要望内容	回答	部	課
1	(1)	1 高齢者福祉 (1)2024年4月の介護保険制度改定で訪問介護事業所への基本報酬が引き下げられ、その影響で多くの訪問介護事業所が廃業や経営難に追い込まれていると聞く。サービス事業数の増減を確認するに留まらず、経営状況などを丁寧にヒアリングするなどの実態調査を速やかに行うこと。	事業所種別ごとの過不足感や人材確保対策の方向性など、実態把握に努めるため、すでに令和6年度(2024年度)中に事業所向けのオンラインアンケートを実施する準備を進めています。また、『高齢者計画・第10期介護保険事業計画』(R9～11)策定に向け、令和7年度(2025年度)に事業所向け調査を実施予定です。	福祉部	高齢者いきいき課
1	(2)	1 高齢者福祉 (2)八王子市において、認知症高齢者数は2040年に20,278人まで増加する見込みとなっており、認知症に関する施策の推進は喫緊の課題である。認知症の人が安心して暮らせる地域をつくるためには、幅広い人達に向けた認知症の理解の促進は不可欠。学校や公共の施設に加え、公共交通に携わる方や小売業者など地域で高齢者を見守る人へ理解の促進を進め、だれもが安心して暮らせる地域づくりに向けた仕組みの構築を推進すること。	共生社会の実現を推進するためには、一人ひとりが認知症及び認知症の人に関する正しい理解を深めることが肝要です。そのため、市職員をはじめ地域で高齢者と身近に接する企業等や小中学生など学生への認知症サポーター養成講座の実施を推進しています。	福祉部	高齢者福祉課
2	(1)	2 障がい者福祉 (1)特別に配慮された多様な支援が必要となる強度行動障害(重度知的障害を伴う自閉症の方)のある当事者やご家族が地域の中で暮らしていくにはまだまだ課題が多い。障がいの重度化に対応できるグループホームの整備を進めると同時に、強度行動障害のある人は本人の特性にあった適切な支援を行うことで、自傷や他害が改善される場合が多いことから、ケア者の専門性の向上に努めること。	施設整備補助や重度障害者日中活動系サービス受入促進事業補助を活用した施設整備を図るとともに、障害者施設整備方針に基づき、重度障害者に対応できる施設を優先的に整備誘導を図っているところです。ケア者の専門性の向上は、東京都で実施する強度行動障害支援者養成研修について情報提供を行うとともに、支援者側の質の向上のために支援者向けの研修を継続実施します。	福祉部	障害者福祉課
2	(2)	2 障がい者福祉 (2)障害福祉サービスにおける食事提供加算について、2024年度報酬改定により、栄養士または管理栄養士が献立作成にかかわること又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること、食事摂取量の記録、体重やBMIの記録が加算要件に追加された。このことよって、これまで行われてきた食事提供が事業者にとって大きな負担となる。また、体重やBMIの管理は利用者のプライバシーにかかわる問題でもあり、十分な配慮が必要である。市として、事業者負担からならないよう運営の支援を行うこと。	国告示、国留意事項通知及び国Q&Aの内容を踏まえ、適切に対応を行います。	福祉部	障害者福祉課
2	(3)	2 障がい者福祉 (3)一般就労中の障害者も就労系障害福祉サービスを利用できることについて、あまり周知されていない。これまでは一般就労が障害福祉サービスかどうかを知らなければならぬという状況が、一般就労のハードルを上げてきたが、併用できることが一般就労への後押しとなる。事業者・利用者ともに市として制度を周知すること。	就労支援体制において当事者と関わりの多い、就労・生活支援センターや就労支援事業所等にはすでに周知しています。本人の適性や事情によって、選択できる制度のひとつとして、利用者・企業・事業所と連携して活用します。	福祉部	障害者福祉課
2	(4)	2 障がい者福祉 (4)日常生活用具給付の対象となっているストーマ装具について、消化器系に月額8,858円、尿路系に月額11,639円の給付が行われているが、昨今の物価高騰で約30年前に設定された給付額と現状の利用額に乖離がある。市内オストメイトのストーマ装具購入について、市で実態調査を行ない現状を把握すること。調査に基づき給付額の見直しを図ること。国に対し、ストーマ装具への給付額の引き上げを求めること。	ストーマについては、状況の把握に努めています。ストーマに限らず日常生活用具全般を俯瞰したうえで、より効果的な支給となるよう見直しが必要であると考えています。	福祉部	障害者福祉課
2	(5)	2 障がい者福祉 (5)障がい児を抱える家庭では、放課後デイサービスの利用、通院・登下校送迎のガソリン代、オムツ代など、障がいがある故に係る費用負担が非常に大きい。所得制限により各種給付(特別児童手当、障害児福祉手当、重度心身障害者手当、オムツ支給、ガソリン・タクシー券等)を受けられないケースがある。本来ならば全ての子どもに対する児童手当の所得制限撤廃よりも先んじて行われなければならないことであり、障がい児を育てる家庭の負担軽減のため国に障がい児への各種手当の所得制限撤廃を強く求めること。	障害のある子どもを育てる世帯の各種給付に関する所得制限緩和については、現在、国(厚生労働省)において検討されているところです。 本市においても国の動向を確認し、予算に係る要望等に際し、必要に応じて意見を述べていきます。 なお、日常生活用具(紙おむつ等)に係る子育て世代の所得制限については、すでに見直しを実施しており、令和6年(2024年)7月に廃止済みです。	福祉部	障害者福祉課
2	(6)	2 障がい者福祉 (6)知的障がい者への支援について、当事者家族より個別のケースに対応するための仕組みの整備がなされていないという声がある。特に重度知的障がいについての理解が広がっておらず、支援メニューも非常に限られている。知的障がい者とその家族の生活実態の把握に努め、個別のケースにきめ細やかに対応する仕組みをつくること。	重度知的障害者の支援ニーズは、個々の事情により様々です。市では地域生活支援拠点事業の中で、地域のネットワークを使った重度知的障害者の在宅や通所の訓練など、地域で生活するための支援や体制づくりを行っています。国からも好事例として認められている取組ですので、今後もこの取組を進め、個別のケース課題をきめ細かくお聞きしながら、地域の支援やネットワーク(体制)を強化します。	福祉部	障害者福祉課

		要望内容	回答	部	課
3	(1)	<p>3 子ども・教育</p> <p>(1)私立小・中学校との公平性や均衡などの点から朝鮮学校など外国人学校への市独自の助成金制度の創設は考えていないとのこと。しかし、私立学校への公費の助成状況を考えると外国人学校へ助成することが公平性を欠くことにはならない。朝鮮学校は高校無償化や幼児無償化の対象からも除外されている。幼稚班は「小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱」がつけられたことによりかろうじて適用されることになった。そもそも、同じように税金を払いながらも国の助成金がないことから、東京都(2010年から停止)をはじめ市民に最も身近な区市町村が助成を始めた経緯があり、多くの自治体では助成金を支給している。八王子市としては民族教育の重要性も十分認めている。「全ての子どもが誰一人取り残されることなく」と謳っている東京都のことも基本条例や子どもの権利条約の見地からしても、政治的な判断により子どもたちの教育を平等に保証できていないのは問題である。朝鮮学校をはじめとする外国人学校への助成金制度を早期に創設すること。</p>	<p>私立小・中学校や私立専修学校との公平性や均衡などの点から、現時点では朝鮮学校をはじめとする外国人学校への市独自の助成金制度の創設は考えていません。</p>	総務部	総務課
3	(2)	<p>3 子ども・教育</p> <p>(2)身体的・精神的な病気や障害などを抱える家族のケアや精神的なサポートをしている18歳未満の子どもや若者に対し、学校における児童生徒や保護者への発信、重層的支援体制整備事業、包括的な地域福祉ネットワーク会議での連携等に期待もしているが、実際にはまだまだ、都の事業との連携における不都合や、子ども家庭支援センターでの対応に疑問を感じることもある。複数の所管にまたがる施策の推進のため、ケアラー支援条例を制定し目指す姿を明文化すること。</p>	<p>他自治体が制定しているケアラー支援条例の理念に掲げられる体制づくりについては、すでに着手していると認識しています。具体的な取組として、ヤングケアラーのSOSを受け止められるよう、相談窓口の周知や認知度向上を図るなど、ヤングケアラーの理解促進に向けた取組を行っています。また、ヤングケアラーへの支援については、子ども家庭支援センターや若者総合相談センター、はちまるサポートなどで相談を受け付けているほか、複雑化する生活課題に対し、包括的な支援を行う重層的支援体制整備事業の推進を通じて多機関連携による支援を提供しています。学校関係では、ヤングケアラーに起因する様々な教育に係る子ども・保護者からの相談窓口として、東京都教育相談センターの「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」があります。ヤングケアラーと思われる児童・生徒が孤立せず、一人で抱え込まないよう、本市ではこうした各相談窓口について一覧のチラシを作成し、各家庭への配布や学校ホームページへの掲載等により周知しています。今後は認知症家族介護者を講師に招いた交流イベントの開催や地域団体との連携による啓発活動、ケアラー手帳等の活用により市民の関心を高めていくとともに、引き続きそれぞれの家庭の事情に寄り添い、ヤングケアラーを含めたケアラーを孤立させない支援の充実を図ります。また、包括的な地域福祉ネットワーク会議を活用して支援における課題や事例を共有し、連携強化につなげています。</p>	福祉部 福祉部 子ども家庭部 学校教育部	福祉政策課 高齢者福祉課 子ども家庭支援センター 教育指導課
4	(1)	<p>4 保健・医療・健康</p> <p>(1)香害被害者が介護サービスを受けるにあたって事業者に香料製品の使用を自粛するよう配慮を求めた時、また、化学物質過敏症の児童が学校に事情を伝え配慮を求めた際に、あなたにだけ特別な対応はできないと言われることがある。2024年4月1日から障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化された。香害も同法に基づく障害に含まれる。香害という社会的バリアをとり除き、ともに生きる社会を目指すことの必要性、香害の現状、具体的対策方法などをホームページに記載し、行政機関であれば全職員、学校であれば全職員、スタッフ、児童生徒、保護者、訪問者に対して香料製品の使用自粛を求めること。広報や学校便り関係者に伝え周知するなど、過重な負担がかからないやり方で合理的配慮の提供をすること。また、事業者に対して指導すること。</p>	<p>化学物質過敏症等については、最新の国や都の動向を把握するとともに、他自治体のホームページ等の内容を参考にしつつ、市民に分かりやすいホームページの作成について、今後も検討します。なお、市では香りのマナーについてポスターを作成し、公共施設等で掲示しているほか、ホームページでも香りのある製品の使用に際し周囲への配慮を呼びかけています。また、本市独自の取組として定期的に発行している「消費生活ニュース」においても、香りにより体調不良になる方の存在と、使用する際のマナーを取り上げ、市民の皆様への周知に努めています。引き続き、ホームページの内容を見直しながら、市民の皆様への啓発を行います。市職員に対しては、市民対応にあたっての身だしなみを学ぶ接遇研修等の機会を通じて、香害・化学物質過敏症についての知識を深め、香りのマナーについての啓発を図っています。また、教員に対しては、化学物質に限らず、国や東京都、関係機関からの健康被害に関する情報に注意しつつ、その状況に応じ、必要な情報提供や啓発を行っています。</p>	総務部 市民部 健康医療部 学校教育部	職員課 消費生活センター 保健対策課 教職員課
4	(2)	<p>4 保健・医療・健康</p> <p>(2)市の乳がん検診について。問診・視触診の他、マンモグラフィが行われている。乳房内の乳腺割合は個人差があり、年齢によって変化もする。欧米人に比べて日本人に多いといわれるデンブレスト(乳腺高濃度)というタイプの場合は、組織が詰まっているマンモグラフィでは見えにくいので、エコー検査を追加で受けることとなり、追加費用もかかる。医師の判断によりエコーが適した人に対しては、マンモグラフィではなく、エコー検査を受けられるようにすること。</p>	<p>市の乳がん検診は令和6年度(2024年度)から視触診を廃止し、問診とマンモグラフィ検査を行っています。科学的根拠に基づかない検診、方法は、受診者に不利益を与える可能性があります。国が定めている指針では、乳がん検診の検査方法にエコー検査は入っていません。従って、令和7年度(2025年度)に、エコー検査を実施する考えはありません。</p>	健康医療部	成人健診課
4	(3)	<p>4 保健・医療・健康</p> <p>(3)あったかホール、東浅川と南大沢の保健福祉センターの浴室が廃止され、高齢者が利用できる公共の浴場が減ってしまった。高齢独居の方が増えている中、自宅1人分の入浴のための掃除の負担やガス、水の費用の負担がのしかかっている。健康増進や交流の場としての公衆浴場利用の支援について、公衆浴場の安定的な経営支援ではなく、福祉的な視点から、施策を検討すること。</p>	<p>市では、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」に基づき、公衆浴場の経営の安定を図る目的として、浴場振興事業を実施しています。今後も、浴場組合との連携を図りながら、経営の安定化に向けて事業を実施していきます。</p>	福祉部	福祉政策課

		要望内容	回答	部	課
4	(4)	4 保健・医療・健康 (4)国民健康保険被保険者証をマイナ保険証に一本化するにあたり、医療機関等間で多くの不具合が生じており、また、施設介護等の現場からは利用者のマイナ保険証維持管理に不安の声が上がっている。すべての市民が不安なく医療にかかれる皆保険制度を維持するために、現行の紙の保険証存続を求めて国に働きかけること。	マイナ保険証は、それまでの医療情報などから、より安心して適切な受診ができるという大きなメリットがあり、国や東京都とともに周知を図っています。 紙の保険証の存続ではなく、マイナ保険証の有効な部分を御理解いただけるよう取り組みます。	健康医療部	保険年金課
5	(1)	5 環境 (1)八王子市は環境保全型農業推進事業費補助金を活用し、環境へ配慮した持続可能な農業を推進している。都内初のオーガニックビレッジをめざし、相模原市のように、有機農業推進計画を策定し、具体的な目標をもって推進すること。	国は、令和4年(2022年)7月にみどりの食料システム法を施行し、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を推進しています。 また、令和5年(2023年)3月には、東京都と関係する区市町村で「東京都環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」を策定しました。市は、平成26年度(2014年度)に創設した八王子市環境保全型農業推進事業費補助金の活用により、化学合成農薬、化学肥料等の使用を節減した農産物の生産及び供給並びに総合的に環境と調和のとれた持続性の高い農業を推進しています。 市では、こうした国や東京都の動きを注視するとともに、東京都、庁内関係所管や農業関係団体などと連携し、環境負荷低減に向けた活動を推進します。	産業振興部	農林課
5	(2)	5 環境 (2)PFOS・PFOAについては、市内を20区画に分けた中で各区画の地下水の調査をローリング形式で順次行っている認識している。国の暫定目標値を超える値が検出された箇所もあり、原因が特定できないからこそ可能性を探るためにも、1か所でも多くの調査箇所を増やすなど詳細把握に主体的に取り組むこと。	PFOS及びPFOAの地下水調査については、令和5年度(2023年度)までに市内20ブロックで1つ井戸を選定し、調査を行ったところですが、令和6年度(2024年度)も東京都の協力のもと、20ブロックから新たに1つ井戸を選定し、水質調査を実施しています。暫定指針値超過が確認された井戸は、継続調査対象として、前述の調査井戸とは別に調査を継続します。	環境部	環境保全課
5	(3)	5 環境 (3)災害時の井戸水の用途は飲用ではなく生活用水であることは認識している。PFASは水質にとどまらず、底質、生物及び大気中など環境中にあるといわれている状況であり、長期間残存する性質から、PFASそのものが排出されること自体に様々な懸念があり、早期発見が欠かせない。災害用井戸の検査を進めること。	災害用井戸として災害時に井戸水の供給に協力していただく協力を市民、企業の皆様と締結していますが、皆様が日常的に使用されている井戸であり、災害用として掘削されたものではありません。井戸(地下水)については、環境部で検査を行っているため、災害用井戸の検査として予定は現在ありません。	水循環部	水環境整備課
6	(1)	6 人権 (1)東京都ではパートナーシップ宣誓制度がスタートし、東京都の制度によるパートナーシップ受理証明書により市営住宅への入居が可能になるということは大きな前進である。2023年度の市政世論調査で、LGBTQの方に必要だと思う環境整備について、最も多かった回答が「パートナーシップ制度」の33.5%という結果であった。八王子独自でパートナーシップ宣誓制度をつくること。	令和4年(2022年)11月に導入された東京都パートナーシップ宣誓制度の本市行政サービスへの活用を図りつつ、啓発活動に努めていく中で、慎重に判断します。	総務部	総務課
6	(2)	6 人権 (2)2024年4月、困難女性支援法が施行された。様々な困難な問題を抱える女性への相談支援が、人権の擁護、男女平等の実現に資するものという理念のもと、包括的かつ専門的な支援を提供することが目指されている。相談から保護、自立支援まで、時代とともに多様化する困難な問題を抱える女性に対して、専門的な支援を包括的、継続的に提供できるよう、行政、民間団体を通じた多機関連携、協働による切れ目のない支援体制の整備が求められている。庁内横断的に本制度の理解を深め、相談体制の充実をはかること。	女性をめぐる問題は、複雑化、多様化、複合化していることから、包括的な相談・支援を行っており、様々な関係機関との連携を行っています。また、抱えている困難な問題が深刻化しないように、相談窓口に結びつくための早期発見に向けた取組を強化します。	市民活動推進部	男女共同参画課
6	(3) ①	6 人権 (3)昨今の社会状況において、憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。 ①「生活保護は権利」の周知 生活保護は憲法25条が定める健康で文化的な生活を営む権利である。申請者が権利として自覚できるよう、また申請が必要な人への周知を拡げるためにも、「生活保護は権利である」ということを『生活保護のしおり』にとどまらず、多くの人が利用する市庁舎等でポスター等を活用し示すこと。	市が発行している『生活保護のしおり』には、生活保護は憲法第25条に規定する生存権の理念に基づき健康で文化的な最低限度の生活を保証することを明記しています。 また、ポスター掲示については考えておりませんが、生活に困窮された方は必要に応じて生活保護制度に適切につなげられよう、各支援機関からの協力をいただきながら、丁寧な相談対応に努めています。	福祉部	生活自立支援課

		要望内容	回答	部	課	
6	(3)	②	6 人権 (3)昨今の社会状況において、憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。 ②「原則無料定額宿泊所」ではなく、「原則居宅保護」の徹底 厚生労働省社会・援護局保護課の事務連絡にもあるように、住まいのない人は単独で居宅生活が可能ではない場合を除き、希望すれば直接アパートへの入居ができるようにすること。その際、敷金等の支給も含め、アパート入居のサポートを充実させること。居宅生活能力があるかどうかを判断するためとして、本人の意思に反して無料低額宿泊所を案内しないこと。 また、施設を利用することが必要な場合は東京都の保護施設である厚生施設や宿所提供施設を無料低額宿泊所より優先して案内すること。	住居のない方から保護申請があった場合、手持ち金の範囲でアパートを契約するよう助言しているほか、面談の結果、単身生活が可能かどうかの判断が必要となった場合は、無料低額宿泊所を選択肢のひとつとして案内しています。	福祉部	生活自立支援課
6	(3)	③	6 人権 (3)昨今の社会状況において、憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。 ③ 緊急一時保護施設の確保 今までアパートが決まるまで使うことができた東京都契約のビジネスホテルが中止となったため、その間ネットカフェや野宿などでの生活を余儀なくされている。市営住宅の空き室などを利用し、アパートが決まるまで一時的に滞在できる部屋を確保すること。	住居のない方から保護申請があった場合、面談の結果、単身生活が可能かどうかの判断が必要となった場合は、無料低額宿泊所を選択肢のひとつとして案内しています。 また、配偶者からのDV等で逃れているなどで緊急性が高い場合には、市が委託契約している緊急部屋を活用し、居所の確保に努めています。	福祉部	生活自立支援課
6	(3)	④	6 人権 (3)昨今の社会状況において、憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。 ④ 居住支援法人立ち上げ支援 無料低額宿泊所は仮の住まいとして入居期間は原則3か月となっているが、アパート探しがいまいかず諦めてしまい、やむを得ず3か月を超え住み続けている人も多くと聞いている。無料低額宿泊所からアパートに移る際のサポートとして、居住支援法人の必要性が高まっている。市として、居住支援法人の立ち上げ支援を行うこと。	居住支援法人は、法人からの申請に基づき東京都が指定しています。 無料低額宿泊所に入所中の方への転宅支援については、今後も、無料低額宿泊所及び地域の居住支援法人を含めた関連機関と連携して進めていきます。	福祉部 福祉部 福祉部 福祉部	生活自立支援課 生活福祉総務課 生活福祉地区第一課 生活福祉地区第二課
6	(3)	⑤	6 人権 (3)昨今の社会状況において、憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。 ⑤ ケースワークの充実 憲法25条の生存権を保証するために生活保護制度がある。まず当事者の気持ちを考え、その人にとってより良い生活が営めるようにするためのケースワークができるよう、研修を充実させること。 また、生活保護受給者には心の病を抱える人が少なくない。困難ケースについて行う、ケース検討会議、連携会議等を充実させること。	利用者に寄り添い、相談をしっかりと受け止めることができる知識と技術を持ったケースワーカーを育成するため、様々な研修を実施しています。 また、生活保護利用者の状況に応じて適切なケースワークが行えるよう、各種専門機関と連携を取るとともに、必要に応じて関係機関との会議も行っています。	福祉部 福祉部 福祉部 福祉部	生活福祉総務課 生活福祉地区第一課 生活福祉地区第二課
6	(3)	⑥	6 人権 (3)昨今の社会状況において、憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。 ⑥ ケースワーカーの増員 ケースワーカーの増員ははかられていると言ってもまだまだ足りていない。ケースワーカーがその人にあったケースワークを丁寧に行おうと思っても現状ではそれははかなわない。個々のケースワーカーの負担が大きくなっており、ケースワーカーからも増員の希望があることも聞いている。専門性のある正規職員を採用し、さらなる増員を図ること。	ケースワーカーは、これまでも生活保護利用者の増加に対応して増員しています。また、高齢者・就労等の支援担当及び資産調査等を行う適正化担当を設置し、ケースワーカーの負担軽減や不正受給の抑制を図る等、適切な執行体制の構築により、生活保護の適正な運営に取り組んでいます。今後も、業務内容や業務量に応じた体制の確保に努めます。	総合経営部 福祉部 福祉部 福祉部	経営改革課 生活福祉総務課 生活福祉地区第一課 生活福祉地区第二課
6	(3)	⑦	6 人権 (3)昨今の社会状況において、憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。 ⑦ 家計相談支援の充実 生活保護受給者に対しても家計改善支援事業を行っているとのことだが、現実には手が足りないため金銭管理だけにとどまっている。家計改善支援が十分に行えるよう、支援員の増員を図ること。	今後も生活保護利用者自身の家計を管理する力を高め、早期に自立できるよう支援を行います。また、社会福祉協議会の地域権利擁護事業等の関連事業も活用しています。	福祉部 福祉部	生活福祉地区第一課 生活福祉地区第二課
7	(1)		7 平和 (1)世界のあらゆる地域で紛争、戦争が起こり、大国が核抑止力への依存を強めようとする動きも出ている中で、2024年ノーベル平和賞を、核廃絶に尽力し続けている日本被団協が受賞した。高齢の被ばく当事者の声や、若い世代へ継承する意義が評価された。2025年戦後80年を機に、市は八王子平和・原爆資料館の重要な資料を引き継ぎ、2026年オープン予定の歴史・郷土ミュージアム等にて、公的な常設展示ができる環境を整えること。	令和8年(2026年)10月にオープンを予定している八王子駅南口集いの拠点の歴史・郷土ミュージアムでは、常設展示室のコーナー展示において、八王子空襲などの本市に関する戦災資料の展示を検討します。 これからも様々な事業を通じて、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次の世代に伝えていくことにより、恒久平和の実現に向けて取り組んでいます。	総務部 生涯学習スポーツ部	総務課 文化財課

		要望内容	回答	部	課
7	(2)	7 平和 (2)八王子市上空を米軍機が飛行しており、騒音、落下物への懸念がある。この状況に慣れることなく、国が米軍へ働きかけるよう、国、都等へ地域からの声を発信し続けること。	市街地上空における低空での訓練飛行の中止とともに、徹底した安全対策及び周辺住民の安全性への懸念払拭並びに騒音対策、環境への配慮を講じるよう、防衛施設周辺整備全国協議会や東京都、東京都市長会を通じ、今後も国に米軍への働きかけを要望します。 なお、市に寄せられる米軍機に対する苦情については、随時、国へ情報提供しています。	総務部 環境部	総務課 環境保全課
7	(3)	7 平和 (3)市内には浅川地下壕など数多くの戦争遺跡が残っている。調査・保存について国が調査中の段階ではあるが、いつ出るかわからない国の調査結果を待つ間にも残る戦争遺跡は年月の経過とともに劣化が進む。世界各地でも戦争が繰り返される中で次世代へ戦争の悲惨さや平和の重要性を伝えていくためにも、調査や保存に向けてこれまで実地調査を行ってきた専門の方々と連携した取組を進めることを検討すること。	戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えていくための資料として、必要に応じ、こうした戦争遺跡を活用していくことは大切であると考えています。 市内に残る戦争関連施設等の場所は認識していますが、戦争遺跡については、国が調査中であり、結果が示されていません。歴史的経過や価値の評価は国の調査結果を待つべきだと考えていますので、その結果を踏まえ、調査と保存について考えます。	総務部 生涯学習スポーツ部	総務課 文化財課